

被災地等でボランティア活動に参加する場合について

学生支援課学生支援係作成

被災地等でのボランティア活動に本学学生団体として参加する場合には、以下を必ず確認し、対応いただくようお願いします。

1. ボランティア活動届の提出

活動の3日前までに課外活動提出書類に添付のあるボランティア活動届を提出してください。

なお、活動届を提出する際は以下の点に注意してください。

- ・活動に参加する各構成員は保護者に対して事前に報告を行い、了承を得ること。
- ・団体の顧問・指導教員に対して事前に報告を行い、了承を得ること。
- ・滞在地での予定作業内容については具体かつ詳細に記載すること。

2. ボランティア保険への加入

活動の参加にあたっては、地震・津波などの天災での被害の場合においても適用される保険に加入してください。

課外活動として行うボランティアにおいて、天災での被害については学研災の適用範囲となりません。

(参考) [ボランティア活動保険](#) (社会福祉協議会)

3. 事前の情報収集

被災地等でのボランティア活動に参加するにあたって、現地の情報を十分に収集する必要があります。また、ボランティア活動に関するマナーについても参加する構成員全員が熟知する必要があります。下記のサイトを参考にしてください。

●内閣府

[防災情報のページ](#)

●全国社会福祉協議会

[全社協 被災地支援・災害ボランティア情報](#)

[災害ボランティアをお考えの方へ](#)